

## 審 判 委 員 会 細 則

### (公認審判員の資格審査会)

第 1 条 審判委員会（以下「委員会」という。）は、優秀な公認審判員を育成するために、審査会を開催し、次の各号に定める公認審判員の資格審査を行う。

#### (1) A級公認審判員

A級受験者は、委員会規定第15条第1号の条件を満たす者であって、委員会の定める手続により、委員会の開催する審査会において受験するものとする。A級受験者は、所定の必修クリニックを受講した者で、審査会において実技及び筆記試験を受けるものとする。

#### (2) B級公認審判員

B級受験者は、委員会規定第15条第2号の条件を満たす者であって、委員会の定める手続により、所定の審査会において受験するものとする。

B級受験者は、審査会において実技試験及び講習を受けるものとする。

#### (3) C級公認審判員

C級受験者は、委員会規定第15条第3号の条件を満たす者であって、委員会の定める手続により、所定の審査（講習）を受けるものとする。

第 2 条 B級公認審判員の審査会を開催する場合、委員会から1名以上の委員の参加を必要とする。

2 C級公認審判員の審査会を開催する場合、委員会指名のA級公認審判員1名以上の参加を必要とする。

3 前2項の場合の経費の負担等は開催者側が支払うものとする。

### (受験料)

第 4 条 公益財団法人日本レスリング協会（以下中央協会という。）が徴収する公認審判員の資格審査会受験料は下記のとおりとする。一旦納入された受験料は理由の如何にかかわらず返却しない。

A 級 1,500円

B 級 1,500円

C 級 1,500円

なお、受験料については、審査会の開催者が中央協会から受験者一人につき500円の還付金を受けることができる。

### (認定料)

第 5 条 審査会において合格し、公認審判員となった者は、下記のとおりの認定料を中央協会に納入しなければならない。

A 級 4,000円

B 級 3,000円

C 級 2,000円

合格通知後、60日以内に手続を完了しない場合は、資格審査の合格を取消すものとする。

(登録)

第6条 A級公認審判員は、資格取得年度を含めて毎年、第1号及び第2号に規定する資格登録の手続をしなければならない。

- (1) 登録手続は、委員会所定の方法により、中央協会に登録申請を行うこと。
- (2) 登録料は、年額3,000円とする。
- (3) 正当な理由なく毎年登録の手続をしない者は、その資格を取消す。
- (4) A級公認審判員から徴収する登録料は、委員会規定の目的を達成するため、中央協会から委員会が還付金として受け取り、委員会の特別会計として処理する。

(B・Cの登録)

第7条 B級及びC級公認審査員は、資格取得後次の各号に規定する資格登録の手続をしなければならない。

- (1) 登録手続は、委員会所定の方法により、各都道府県協会を経由し、中央協会に登録申請を行うこと。
- (2) 各都道府県協会は、登録手続を完了したB級及びC級公認審判員の氏名をその都度、委員会所定の方法により、委員会に報告すること。
- (3) B級及びC級公認審判員は資格取得時に併せて登録料を納入するものとし、登録の有効期間は当該資格の保有全期間分を一括払とし、その額をB級は2,000円、C級は1,000円とする。
- (4) 正当な理由なく登録の手続をしない者は、その資格を取消す。
- (5) C級公認審判員から徴収する登録料は、各都道府県協会の開催する公認審判員審査会等の費用に充当するために、各都道府県協会が中央協会からの還付金として受け取り、特別会計として処理する。

(審判資格審査小委員会の構成)

第8条 委員会は、委員会規定第15条に基づき公認審判員を認定する場合、審判委員長の指名する委員により、審判資格審査小委員会を次のとおり構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 若干名

(審判資格審査小委員会の任務)

第8条の2 審判資格審査小委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 公認審判員資格試験（以下「資格試験」という。）の筆記試験問題の作成
- (2) 資格試験の実技試験要領の策定

- (3) 資格試験の実施及び管理
- (4) 資格試験結果に基づく合否の決定及び委員会への報告

(審判員手帳)

- 第 9 条 審査会に合格した公認審判員は、認定及び登録などの手続を完了した場合、中央協会及び委員会の連名による審判員手帳の交付を受ける。
- 2 公認審判員は、大会及び競技会（以下大会等という。）において審判業務に従事する場合、審判員手帳を当該競技会の審判長に提示し、記録の証印を受けなければならない。
  - 3 審判員手帳を所持しない者は、いかなる競技会においても審判業務に従事できない。
  - 4 審判員手帳に登録スタンプの無い場合は、いかなる競技会においても審判業務に従事できない。
  - 5 A級及びB級公認審判員手帳には、資格取得年度から毎年継続して、登録スタンプの貼付が必要である。
  - 6 B級およびC級公認審判員手帳には、一括承認登録スタンプの添付が必要である。
  - 7 クリニック及び講習会等受講の際は、審判員手帳に、記録の証印を受けなければならない。
  - 8 審判従事記録及びクリニック参加記録等は、上級試験を受けるための資格審査証明となる。
  - 9 B級公認審判員が、A級を受験する場合、「A級クリニック」の受講を必要とする。

(審判員クリニック)

- 第 10 条 公認審判員は次の各号に定めるクリニック並びに講習会を受けるものとする。

(1) A級公認審判員

所定のクリニックに年1回の参加を義務とする。また、連続して3年間受講しない者については資格を失効するものとする。但し、国際大会でUWWクリニック受講者は免除する。

(2) B級及びC級公認審判員

所定のクリニックに年1回の参加を義務とする。また、連続して3年間受講しない者については資格を失効するものとする。

(3) A級公認審判員資格審査会受験希望者

B級公認審判員がA級の受験を希望する際は、第1号に規定するクリニックへの参加を必須条件とする。

(4) 特別クリニック

委員会は、委員会の委員及び中央協会の保有する国際審判員を対象として、技術研修及び研究のための特別クリニックを随時開催する。

(5) 上記クリニックの参加費は、参加者が負担するものとする。

(国際審判員の養成)

第11条 委員会は、委員会規定第24条に定める国際審判員を養成する義務を有するものとする。

(名誉審判員)

第12条 委員会は、委員会規定第25条に規定するA級公認審判員が実務活動を行えない場合、委員会の議を経て、当該者に名誉審判員の称号を贈ることができるものとする。

(競技会の公認に伴う職務)

第13条 大会等における審判長（以下審判長という。）は、中央協会が別に定めるところにより、当該競技会の公認手続を行うために、次の各号の職責を持つものとする。

- (1) 審判長は、中央協会に提出する「大会報告書」が事実に相違ないことを確認した上で、報告書の所定の個所に署名を行わなければならぬ。
- (2) 前号の署名は、大会等の審判に従事したB級公認審判員以上の資格を持つ審判員2名と審判長の合計3名の署名を必要とする。
- (3) 審判長は、「大会報告書」の所定の欄に、当該競技会の審判に従事した全ての公認審判員の氏名を記載しなくてはならない。
- (4) 委員会は、この報告書の記載事項及び公認審判員が所持する審判員手帳の記録と照合し、上級審判員への進級のための受験資格を確認するものとする。

(旅費等)

第14条 委員会規定第22条に定める旅費等は次の各号のとおりとする。

- (1) 中央協会主催の競技会等に参加要請を受けた場合、中央協会の規定により、中央協会が旅費等の費用を支給する。
- (2) クリニック等に指名された委員会委員は前号に準じた経費を中央協会から支給される。
- (3) UWW規定の国際審判員を派遣する場合は、中央協会が定める内規により、中央協会が経費を負担する。

附 則

この細則は、昭和51年4月1日から施行する。

この細則（改正）は、昭和55年4月1日から施行する。

この細則（改正）は、昭和61年4月1日から施行する。

この細則（改正）は、公益財団法人の設立の登記のあった日（平成25年4月1日）から施行する。

この細則（改正）は、平成29年4月1日から施行する。